

加算料金について

以下は1割負担者の方の加算料金です。このため、2割負担者の方はそれぞれ2倍の金額に、3割負担者の方はそれぞれ3倍の金額になります。

(1) 加算料金Ⅰ・・・・・予防給付・介護給付共通

① 送迎加算

入所時及び退所時に送迎を行った場合

送迎加算 片道184円 (往復368円)

② 個別リハビリテーション実施加算

個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合

個別リハビリテーション実施加算 240円/日

③ 療養食加算

医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合（1日に3回を限度）

療養食加算 8円/回

【療養食】： 医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食。

④ 夜勤職員配置加算

夜勤職員配置加算 24円/日

⑤ 若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合

若年性認知症利用者受入加算 120円/日

⑥ サービス提供体制強化加算

介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18円/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6円/日

⑦ 介護職員処遇改善加算

介護職員等の処遇改善を図り、介護職員等の確保と定着につなげていくことを目的としています。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数×7.5%の額

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位数×9.7%の額

*令和8年6月より、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロへ変更。

(2) 加算料金Ⅱ・・・・・・・・介護給付のみ加算

⑪ 認知症ケア加算

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合

認知症ケア加算 76円/日

⑫ 重度療養管理加算

要介護4又は要介護5で、別に厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対し、計画的な医学的管理を継続的に行いかつ療養上必要な処置を行なった場合

重度療養管理加算 120円/日

(注) 別に厚生労働大臣が定める状態

- イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

⑬ 緊急短期入所受入加算

利用者の状態や家族等の事情により、居宅の介護支援専門員が必要と認め、緊急に短期入所療養介護を行った場合、入所日から7日（やむをえない事情がある場合には14日）を限度として算定

緊急短期入所受入加算 90円/日

⑭ 緊急時施設療養費（緊急時治療管理）

入所者の病状が著しく変化した場合にその他やむを得ない事情により行われる投薬、検査、注射、処置等を行った場合（1月に1回、連続する3日を限度）

緊急時施設療養費 518円/日

⑮ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断し、判断日又はその翌日入所した場合（7日間を限度）

認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/日

⑯ 総合医学管理加算

利用者に対し診療方針を定め、投薬・検査・注射・処置等を行い、利用者の主治の医師に対して、診療状況等の必要な情報の提供を行った場合（10日間を限度）

総合医学管理加算 275円/日

⑰ 口腔連携強化加算

口腔の健康状態を評価した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合（1月に1回を限度）

口腔連携強化加算 50円/回

⑱ 生産性向上推進体制加算

介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行った場合

生産性推進向上体制加算（Ⅰ） 100円/月

生産性推進向上体制加算（Ⅱ） 10円/月

(3) 居住費及び食費

一日当たり居住費・食費の利用料金（自己負担金）について

*2026年8月からの見直し箇所上段細字が7月までの額で下段太字が8月からの額となります。

(居住費：第3段階②従来型個室・多床室の金額変更) (食費：第3段階①・②の金額変更)

利用者の負担段階		居住費		食費
		従来型 個室	多床室	
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって高齢福祉年金受給者、生活保護の受給者	550円	0円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	550円	430円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯全員が市民税非課税であって利用者負担段階第2段階以外の方	1,370円	430円	1,000円 1,030円
第3段階 ②	本人及び世帯全員が市民税非課税であって利用者負担段階第2段階以外の方	1,370円 1,470円	430円	1,300円 1,360円
第4段階	上記以外の方	1,728円	437円	1,645円

※ ただし、利用者の負担段階が第1段階～第3段階の方は、介護保険負担限度額認定申請が必要です。

※ 年金収入金額：年金収入金額とは課税年金収入額＋非課税年金収入額

※ 下記の①又は②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費の給付対象にはなりません。

① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合

② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合

- ・第1段階：預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円を超える場合

※ 第4段階の食費については、基準費用額は1,445円です。

第4段階の食費、基準費用額は、2026年8月より1,545円です。

(4) その他の料金（介護保険の給付対象にならないもの）

介護保険の給付対象にならない、その他の利用料金は下記のとおりです。

費用の対象	金額	費用の内容等
日用品費	150円/日	ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、石鹸、入浴剤、シャンプー、リンス、ボディソープ、タオル、バスタオル、楽のみ、マグカップ、食事用エプロン、保湿クリーム、口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨き粉、ポリデント類、モンダミン類等）、アームカバー、レッグウォーマー、靴下、クッション、座布団、蓋つきバケツ、Pトイレ用品（消臭スプレー、シート等）、その他
教養娯楽費	100円/日	誕生会、敬老会、クリスマス会、忘年会、お花見、運動会、秋祭り、ふれあいステージ、ドライブ、娯楽用機器類、DVD類、写真代、その他各種イベント用品。
理容料	1,500円/回	美容料はそれぞれの希望に応じて実費となります。
洗濯料	660円/袋	外部業者への依頼となります。
クラブ活動費	50円/回	書道クラブ、調理クラブ、絵手紙クラブ等
電気使用料	50円/日	テレビ・電気毛布・ラジオをご使用の方
予防接種費	実費	インフルエンザ予防接種料等

※ オムツ使用に係る費用に関しましては利用者のご負担はございません。（ただし、外出や外泊時は除きます。）